

北海道告示第10737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年（2024年）4月26日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 根室半島線
- 3 道路の区域

区 間	変更 前後 の別	敷地の幅員	延 長	国道等との 重複 区 間
根室市歯舞3丁目10番1地先から 同市歯舞3丁目19番地先まで	前	13.89mから 15.63mまで	268.84m	-
	後	13.89mから 81.21mまで	268.84m	-